

平成26年3月19日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注の北陸新幹線の融雪・消雪設備工事に係る談合事案に関する国土交通大臣の同機構理事長及び鉄道局長に対する措置について

1. 鉄道・運輸機構理事長に対する措置

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注した北陸新幹線の融雪・消雪設備工事に関し、平成26年3月4日に同機構鉄道建設本部東京支社設備部長及び同支社設備部機械第三課長が官製談合防止法違反容疑で起訴された。また、本日(3月19日)、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置を求められた。

国土交通大臣は、機構としての業務遂行に遺憾な点があるとして、同機構の代表者である理事長 いしかわ ひろき 石川 裕己 に対し、平成26年3月19日付けで、今後かかることのないよう、徹底した調査を行い、厳正に対処するとともに、入札に係る不正な行為の再発防止策を取りまとめ確実に実施するなど一層の努力を求め、厳重に注意した。

2. 国土交通省鉄道局長に対する措置

機構を直接指導監督する立場である国土交通省鉄道局長 たきぐち けいじ 瀧口 敬二 に対しても、今後かかることのないよう、国土交通大臣より平成26年3月19日付けで厳重に注意した。

問い合わせ先：

[1について] 鉄道局鉄道事業課 渡眞利

代表 03-5253-8111 (内線 40503)

直通 03-5253-8538

[2について] 大臣官房人事課 土田

代表 03-5253-8111 (内線 21239)

直通 03-5253-8170